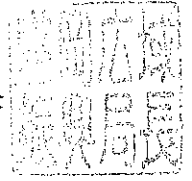


盛広経第461号
平成22年1月28日

特定非営利活動法人エンデバー21スポーツ倶楽部 理事長 様

盛岡広域振興局長



市民への説明の要請について

貴法人は、3年以上にわたって特定非営利活動促進法第29条第1項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされておられない状況にあります。

つきましては、別添の「岩手県における『特定非営利活動促進法の運用方針』について」に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び岩手県に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、岩手県公式ホームページに掲載して公表します。

なお、書面が期限までに提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

あわせて、下記2に記載の事業報告書等を速やかに提出願います。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

3年以上にわたって事業報告書等を所轄庁に提出していないこと。

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。

参考例としては、次に掲げるようなもののほか、説明内容を記載した文書を岩手県に提出し、県の公式ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上に説明文書を掲載すること。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。（その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。）

(3) 説明の期限

平成23年2月11日（金）

(4) 岩手県への書面提出期限

平成23年2月14日（月）必着

(5) 問合せ及び書面提出先

盛岡広域振興局経営企画部企画推進課

郵便番号 : 020-0023

所在地 : 盛岡市内丸11-1盛岡地区合同庁舎3階

電話番号 : 019-629-6670

ファックス : 019-629-6529

2 提出すべき事業報告書等

◆ 全ての法人において提出が必要な書類

No.	書 類 名	部数
1	事業報告書等提出書(様式第5号の2)	1部
2	前事業年度の事業報告書	3部
3	前事業年度の財産目録	3部
4	前事業年度の貸借対照表	3部
5	前事業年度の収支計算書	3部
6	前事業年度の役員名簿 ※ 各役員について、就任期間及び報酬の有無を記載のこと	3部
7	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 ※ 氏名(法人にあっては法人名及び代表者名)及び住所を記載のこと	3部

◆ 定款変更を行った場合(前事業年度) 以下の書類をあわせて提出

8	記載事項に変更のあった定款	3部
9	定款の変更に係る認証に関する書類の写し ※ 軽微な事項に係る定款変更の場合は提出不要	3部
10	定款の変更に係る登記に関する書類の写し ※ 定款変更により登記事項に変更があった場合に限り提出	3部

盛広経第461号
平成22年1月28日

特定非営利活動法人エンデバー21スポーツ倶楽部 専務理事 様

盛岡広域振興局長



市民への説明の要請について

貴法人は、3年以上にわたって特定非営利活動促進法第29条第1項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされておられない状況にあります。

つきましては、別添の「岩手県における『特定非営利活動促進法の運用方針』について」に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び岩手県に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、岩手県公式ホームページに掲載して公表します。

なお、書面が期限までに提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。
あわせて、下記2に記載の事業報告書等を速やかに提出願います。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

3年以上にわたって事業報告書等を所轄庁に提出していないこと。

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。

参考例としては、次に掲げるようなもののほか、説明内容を記載した文書を岩手県に提出し、県の公式ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上に説明文書を掲載すること。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。（その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。）

(3) 説明の期限

平成23年2月11日（金）

(4) 岩手県への書面提出期限

平成23年2月14日（月）必着

(5) 問合せ及び書面提出先

盛岡広域振興局経営企画部企画推進課

郵便番号 : 020-0023

所在地 : 盛岡市内丸11-1盛岡地区合同庁舎3階

電話番号 : 019-629-6670

ファックス : 019-629-6529

2 提出すべき事業報告書等

◆ 全ての法人において提出が必要な書類

No.	書 類 名	部数
1	事業報告書等提出書(様式第5号の2)	1部
2	前事業年度の事業報告書	3部
3	前事業年度の財産目録	3部
4	前事業年度の貸借対照表	3部
5	前事業年度の収支計算書	3部
6	前事業年度の役員名簿 ※ 各役員について、就任期間及び報酬の有無を記載のこと	3部
7	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 ※ 氏名(法人にあつては法人名及び代表者名)及び住所を記載のこと	3部

◆ 定款変更を行った場合(前事業年度) 以下の書類をあわせて提出

8	記載事項に変更のあつた定款	3部
9	定款の変更に係る認証に関する書類の写し ※ 軽微な事項に係る定款変更の場合は提出不要	3部
10	定款の変更に係る登記に関する書類の写し ※ 定款変更により登記事項に変更があつた場合に限り提出	3部